

公益社団法人日本精神神経学会 代議員総会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会(以下、「この法人」という。)の定款第24条に基づき、この法人の代議員総会(以下、「総会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 この法人の総会は、定時代議員総会(以下、「定時総会」という。)と臨時代議員総会(以下、「臨時総会」という。)の2種とする。

2 定時総会は、この法人が主催する年次学術総会に合わせて開催する。

(招集の手続)

第3条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項

(3) 総会参考書類に記載すべき事項

(4) 代理人委任による議決権の行使について、委任を証明する方法、その他代理人委任による議決権の行使に関する事項

(5) 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ 役員等の選任

ロ 事業の全部の譲渡

ハ 定款の変更

ニ 合併

2 前項各号の事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知を発ししなければならない。ただし、総会に出席しない代議員が書面(又は電磁的方法)により議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

3 前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により、理事又は監事の承諾を得た通知を発出することができる。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 事業年度の末日現在における代議員を、当該事業年度の終了後に招集される定時総会及び翌事業年度中に開催される臨時総会に関して議決権を有する代議員とする。

(会場の設営等)

第5条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(代議員等の出席)

第6条 総会に出席する代議員は、(a)事前の出席連絡及び当日の会場の受付での確認、又は(b)会場の受付において、予め送付を受けた出席票を提出する方法等によりその資格を明らかにしなければならない。

2 代理人委任をうけた代議員は、会場の受付において、前項の代議員資格の確認及び委任状の提出等によりその委任を明らかにしなければならない。

(代議員以外の者の出席)

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

- 2 この法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。
- 3 代議員以外の会員は、総会を傍聴することができる。
- 4 総会の議長は、総会の承認を得て、前項の者から意見を聴取することができる。

(仮議長)

第8条 定款第18条に定める議長が選出されるまでの間、この法人の監事が仮議長を務める。

(議長)

第9条 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。

- 2 議長被推薦者が複数のときは、投票によって議長を決定する。
- 3 上記の投票の結果が同数の時は、抽選によって議長を決定する。

(副議長)

第10条 議長は、総会の承認を得て、出席代議員の中から副議長2名を選任することができる。

- 2 副議長は、議長を補佐する。

(議長の権限)

第11条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、秩序保持権に基づき議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
 - (1) 議長の指示に従わない者
 - (2) 総会の秩序を乱した者
- 3 総会において発言するには、その都度議長の許可を受けることを要する。なお、議長の許可を受けない発言は正規の発言とならない。
- 4 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させ、または発言を取り消させることができる。

(成立)

第12条 総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席により成立する。

- 2 定款第21条1項に定める書面表決、代理人表決を行う代議員は出席したものとみなす。
- 3 監事は、総会の開会に先立ち、出席代議員数及びその議決権数を確認し、成立要件を満たしていることを総会に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第13条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

- 2 議長が開会を宣告するまでは、何人も議事について発言することができない。

(開会時刻の繰り下げ)

第14条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している代議員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第15条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第16条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 代議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条、第44条又は第49条第3項ただし書きの規定により代議員から提案があった場合、議長はその代議員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第17条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第18条 代議員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(採決)

第19条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。採決の様態には、挙手、起立採決、記名投票、無記名投票がある。

- 4 議長は採決に先立って、議題に関する意見を述べることはできない。
- 5 議長は重要議事と判断した時は、採決にあたって議場を閉鎖できる。

(出席した代議員の議決権の数)

第 20 条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した代議員の議決権の数とする。

- (1) 出席した代議員本人の議決権の数
- (2) 代理人委任による代議員の議決権の数
- (3) 書面表決による代議員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第 21 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

2 定款第 20 条2項に定めるように、議長は、代議員として表決に加わらず、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(休憩)

第 22 条 議長は、秩序保持権および議事整理権に基づき、必要と認めるときは、いつでも再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第 23 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を速やかに代議員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より6週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第 24 条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第 25 条 総会の議事録には、次の各号に掲げられた事項が記載又は記録されなければならない。

- (1) 開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は代議員が総会に出席をした場合における当該出席の方法)
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する代議員があるときは、当該代議員の氏名
- (4) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された代議員総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき、監事が監事の報酬等について意見を述べたとき

述べたとき

- (5) 総会に出席した理事又は監事の氏名
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(議事録署名人)

第 26 条 代議員総会に出席した議長および監事は、議事録署名人として議事録に署名又は記名押印(電磁的記録をもって作成された場合は、電子署名)しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第 27 条 議長は、欠席した代議員に対して、書面又は電磁的方法をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告する。

2 前項の報告については、総会の議事の経過及びその結果の概要を、機関誌又はホームページに掲載する。

(事務局)

第 28 条 総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(改廃)

第 29 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て代議員総会の決議をもって行う。

附則

この規則は、公益社団法人日本精神神経学会の設立の登記の日から施行する。

この規則は平成 26 年 5 月 25 日から改定施行する。

この規則は令和 6 年 6 月 19 日から改定施行する。